



様式3（裏面）

随意契約とする理由及び見積りの相手方を選定した理由

本工事は、令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震により被災した農業用水路について、本復旧を行うまでの間、仮設設備で農業用水を供給するための応急仮工事である。当該農業用水路は、新地町の重要な水源である鴻ノ巣ダムに農業用水を貯留するための水路であり、営農に必要な農業用水を確保するため、早期に応急仮工事に着手する必要があるため、本工事は緊急を要する。よって、本工事は、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）の規定により随意契約とする。

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）